

## 過去の提言の確認について

本委員会で提言を検討するに当たり、過去の類似する特別委員会で示された提言を確認する。

### 1. 防災・減災対策調査特別委員会

調査期間：平成 2 7 年度～平成 2 8 年度

#### I 地域防災力の向上について

##### ① 熊本地震の教訓

派遣職員の実体験など熊本地震の教訓を活かして、今後の防災対策に取り組むべきである。

##### ② 防災訓練の実施

- ・開催日時や訓練内容も含めて、区としても各地域で行っている防災訓練への参加者を増やす工夫が必要である。
- ・木造住宅密集地域に特化した訓練も検討すべきである。
- ・スタンドパイプなどの具体的な実践訓練を増やしていくべきである。
- ・防災訓練のイベント化や区が行っている事業との連携により、幅広く参加者を増やすための取組が求められる。
- ・実効性のある防災訓練を区としても推進するべきである。

前年度調査該当部分

##### ③ 地域住民の防災意識向上

- ・区民の防災意識向上を促すための区独自の映像等を作成し、様々な訓練で活用すべきである。
- ・住民に対する自助、共助の意識を高めるような方策を、区としても積極的に取り組む必要がある。

実際に現地で従事した方の経験談を、他職員や地域住民の方へ情報提供することで、防災意識の向上を図っていくべきである。

- ・区内事業者と地域住民が連携を図れる体制を構築し、地域防災力の更なる向上を図るべきである。
- ・地域別防災対策マニュアルを活用し、地域毎のPDCAが推進されるよう、区としても支援が必要である。
- ・区民が身近に防災体験を行うことができるような施設の設置可能性について、各種施設の跡地利用等と合わせて研究すべきである。
- ・防災に関する情報は、様々な方法で、繰り返し区民に周知していくべきである。
- ・町会・自治会等との連携を強化し、地域別防災対策マニュアルが浸透するような取り組みを行うべき

## 前年度調査該当部分

### ④ 防災教育

- ・災害時に地域での活躍が期待される中学生に対して、既に行っている普通救命講習に加えて、教育委員会と連携しながら、防災に関する講習など更なる啓発活動を積極的に取り入れていくべきである。
- ・教育委員会と連携し、中学生を対象として、要配慮者に対する支援方法等を取り入れた防災教育の充実を図るべきである。
- ・「自分の命は自分で守る」という自助の視点に立った防災教育も充実させるべきである。

### ⑤ 要配慮者への対応

- ・要配慮者が避難する施設や移動手段をしっかりと確保しておくべきである。
- ・福祉避難所における管理運営体制を確立していくべきである。
- ・地域情報の把握に加えて、要配慮者へ特別な物資を配送する際の効果的な手段として、バイク便などの小さな車両による移動手段を確保する必要がある。
- ・車椅子の正しい操作方法等、要配慮者に対する具体的な支援方法について、区民への周知や訓練を実施するべきである。

### ⑥ 水利確保の必要性

- ・都の権限である上下水道の管理などについて、区としても災害時における対応方法を詳細に確認しておく必要がある。
- ・東京消防庁とも連携して、貯水タンクや貯水槽の状況を把握し、災害に備えるべきである。
- ・水利の確保について、区の実情に見合った検討を行い、災害に備えるべきである。

## 前年度調査該当部分

### ⑦ 防災緊急情報メール

- ・意識啓発の徹底など、登録者数を増やすための方策が必要である。
- ・発災時にとるべき行動や被害想定など、より具体的な内容を示す必要がある。

### ⑧ 情報の収集・集約

- ・区としても現状の体制を随時検証し、引き続き、情報を共有できる体制を確保する必要がある。

### ⑨ ヘリポート

- ・区内にあるヘリポートの改善については、早急に対応しておく必要がある。

## 前年度調査該当部分

## II 避難所等のあり方について

### ① 避難所運営等

- ・女性の視点や要配慮者の視点、乳幼児や子どもが過ごす環境整備など、様々な視点を考慮した上で、避難所の運営を考えていくべきである。
- ・引き続き、HUG（避難所運営ゲーム）の普及に努めるべきである。
- ・地域住民に対して、避難場所と避難所の位置づけの違いを、わかりやすく説明する必要がある。
- ・避難所を運営する地域住民の意識啓発を図るためにも、全避難所での開設訓練実施を早期に実現すべきである。

### ② 備蓄物資等の整備

- ・熊本地震の教訓を活かして、多角的な視点から、備蓄物資を再度精査すべきである。
- ・避難の多様化に関して、幅広い層を視野に入れた避難所のあり方や屋外避難も想定した備品の検討が必要である。

## 前年度調査該当部分

### ③ 支援物資の受け入れ

- ・支援物資の受け入れ、分配体制については、渋滞など様々な事態を想定し、他の事例も参考にしながら、整備を進めるべきである。
- ・災害時における物流に関しては、積極的に民間のノウハウを活用するべきである。
- ・区における物資の集積所については、複数箇所を想定しておくべきである。

## III 帰宅困難者対策について

- ・帰宅困難者支援については、民間の力も活用し、事業者と連携を図りながら進めていくべきである。
- ・発災時の天候も想定し、臨機応変な対応に努めるべきである。

## IV 耐震化について

- ・耐震工事に対する助成額を引き上げ、耐震化を促進すべきである。
- ・耐震化率向上のために、新たな取り組みを推進すべきである。
- ・複数回の揺れに耐え得る耐震基準については、国の検証結果に合わせて区としても今後対応が必要である。

## 前年度調査該当部分

## V 応急危険度判定について

- ・危険度判定を行う判定員の数を増やすため、区としても各種団体等へ積極的な呼びかけを行い、迅速に作業が進められるような体制を整える必要がある。

# 前年度調査該当部分

## VI 火災証明書の発行について

- ・火災証明書を遅滞なく、交付するべく、交付に必要な業務の実施体制の確保と構築を図る必要がある。

## VII 風水害に対する対策について

### ① 避難勧告等の判断・伝達基準の設定

- ・避難勧告と避難指示の線引きの明確化を検討すべきである。
- ・判断基準を、よりわかりやすい表現に改めることを検討すべきである。

### ② 情報伝達手段及び内容

- ・防災行政無線が聞こえない人のためにも、音量を大きくしたり、その内容を確認できる電話番号をフリーダイヤルでわかりやすい番号にすべきである。
- ・防災行政無線について、難聴地域を調査し、多くの区民が聞き取りやすい条件等を研究すべきである。
- ・防災行政無線等により、土のうを活用する時期やタイミングなど一定の判断基準について、区から示していくべきである。
- ・他の自治体の情報伝達手段を参考に検討すべきである。
- ・大雨の場合、高台からの排水による低地への影響を考え、高台地域に住む方々に対して、水の使用を控えるような情報も伝達すべきである。

### ③ 訓練の実施

- ・避難勧告等の判断・伝達基準に基づいて、風水害に特化した情報伝達訓練や避難行動訓練を実施すべきである。
- ・区民が自ら命や家屋を守れるような対策ができるように、水防訓練などを検討すべきである。

# 前年度調査該当部分

### ④ 関係組織との連携

- ・住民防災組織等に応援要請することも検討すべきである。
- ・東京都下水道局と連携して、浸水対策をしっかりと検討すべきである。
- ・発災時に団地や都営住宅等の敷地内へ一時避難できるよう、U-Rや東京都との協定締結について検討すべきである。

## ⑤ 防災教育

- ・教育という観点から、過去に到達した浸水水位及び荒川の大規模水害における想定水位を小学校の壁面に示すべきである。
- ・学校で過去の浸水被害について学べる機会を増やすべきである。

## ⑥ 過去の災害からの教訓

- ・鬼怒川の決壊の教訓を調査し、荒川が決壊したときの想定を見直すべきである。
- ・常総市の被害の教訓から、区としても多くの人が集まる施設に移動手段としてのボートを配備させることを検討すべきである。
- ・福島県沖地震での津波発生事例も参考に、荒川に対する水害対策を考えるべきである。
- ・実際に発令された避難準備情報に対して、区民の受け止め方や行動等を調査し、今後に活かしていくべきである。
- ・がれき等の災害廃棄物処理については、近隣自治体による支援体制を検討しておくべきである。

## ⑦ 区からの注意喚起等

- ・崖線で基礎工事を行う場合、開発業者等に対して、事前の予防措置などを区から注意すべきである。
- ・風水害時に危険な箇所を特定し、周知する方法を研究していくべきである。
- ・道路冠水等の被害を減らすために、雨水ますの具体的な清掃方法について、細かく区民の方へ周知する必要がある。

# 前年度調査該当部分

## ⑧ 危険箇所への対応

- ・想定を超える風水害に備え、崖地などの危険箇所への対策を具体的に進めるべきである。
- ・民地に対しても、所有者の同意を得た上で、状況把握に努めるべきである。

## ⑨ 土のうステーション

- ・土のうの運搬手段なども含めて、土のうステーションの活用方法を再検討する必要がある。

## ⑩ 職員体制

- ・水防対策室等が設置された際の職員体制のあり方については、日常業務に対する職員配置も含めて、再度検討が必要である。

#### **VIII 土砂災害警戒区域について**

- ・急傾斜地の整備に対する助成制度の見直しを検討すべきである。
- ・急傾斜地における安全確保の対策を検討すべきである。
- ・警戒区域にお住まいの方に対して、避難経路など防災面での啓発活動をより丁寧に行う必要がある。

#### **IX 複合災害・二次災害について**

- ・複合災害への対策も、事前に想定をしておく必要がある。
- ・二次災害を防ぐための避難勧告や避難指示を適切に行えるよう、対応について検討すべきである。

#### **X 関係機関・各種団体との連携について**

### **前年度調査該当部分**

- ・警察、消防と日頃の秘密保持活動等の上において、自衛隊との情報交換のあり方について検討すべきである。
- ・職員参集メールの対象者を拡大するなど、各種団体との情報共有方法について検討が必要である。
- ・自治体間による相互援助協定以外にも、建築士協会など様々な団体との連携強化が必要である。
- ・土木、建築などの各種団体と、平常時から積極的に情報交換を進め、効果的な協力体制を構築できるよう、検討が必要である。
- ・発災時に必要な重機を確保する方法を検討すべきである。
- ・住民防災組織と学校防災連絡会との役割を明確化し、各種団体へ周知する必要がある。
- ・発災時に大学生はボランティアの即戦力として、大きな力を発揮することが期待されるため、大学との防災に関する連携を強化するべきである。
- ・弁護士など災害時における専門分野に特化した人材の確保が課題となっており、ボランティアの方の活用も含めて区としても検討が必要である。
- ・他自治体で使用している防災に関する啓発用の映像等を共有できるよう、連携を図るべきである。

## 2. 危機管理対策調査特別委員会

調査期間：平成29年度～平成30年度

### (1) 自然災害に備えた対策について

#### ① 震災対策について

##### I 受援計画について

###### 【受援計画の検討及び受援拠点の設定】

- これまでの災害を教訓として受援をどのようにすべきか、区内で災害時に拠点となる病院などの関係機関との連携や、災害時相互援助協定締結自治体からの受け入れなどを想定した計画の検討や拠点の整備を進めるべき。
- 物資等の受援拠点は、区内の被災状況に応じて柔軟に対応できるように、幅広く分散して配置すべき。
- 多くの人的支援を受け入れるためには広大な施設や敷地が必要であり、区内でこのような資源を有する大学等との連携を想定した受援拠点を検討すべき。

###### 【受援時の指揮系統】

- 人的・物的支援を円滑に受け入れるために、あらゆる状況に対し、ボランティアや市民団体等との連携や、関係機関との連携による協働できる柔軟な指揮体制やマニュアルの整備が必要である。併せて、災害発生時に区民ニーズとのスムーズなマッチングを行うために、従事者が共通認識を深めるよう取り組むべき。

###### 【物資搬入等】

- 円滑な受援物資の輸送を行うために、以下について取り組むべき。
  - ◆ 交通利便の良い場所での中継拠点倉庫の整備
  - ◆ 瓦礫の撤去や修復のための重機等の確保・活用方策
  - ◆ 本庁舎や荒川河州敷等にあるヘリコプターが離着陸可能な場所を活用した輸送拠点の検討
  - ◆ 大型トラックの受け入れ態勢整備
  - ◆ 新河岸にある船の発着所を活用した輸送の検討

前年度調査該当部分

## II 避難所(福祉避難所)について

### 【避難所】

- 避難所となる学校の敷地内に備蓄物資等の倉庫を配置できていない場合は、学校敷地内での整備を進めるべき。
- 避難所の質の向上をめざして作られた「内閣府避難所運営ガイドライン」を参考にし、必要に応じて、区の避難所運営の方法を見直していくべき。
- 避難所の開設・運営にあたっては、マニュアルを適宜更新するとともに、運営していく地域住民（住民防災組織等）の意識醸成や災害時の情報共有の仕組みづくりを構築すべき。
- 災害時のペット同行避難等については、獣医師会のほか、ドッグランを運営する団体等との災害時協定の推進が必要である。また、避難所において動物アレルギーを持つ方への配慮として、スムーズな区分けができる体制を構築すべき。

### 【福祉避難所】

- 区が要配慮者の避難計画の策定や福祉避難所の開設・運営訓練の実施を支援していく中で得たノウハウを、適宜、各施設へ提供するなど、福祉避難所の機能の向上を図るべき。
- 要配慮者とその家族が、災害時の対応を適切に認識し、行動できるようにするため、福祉避難所の機能・役割を正しく理解してもらったうえで、各福祉避難所の訓練に、周辺に住む要配慮者等も参加できる方法を検討すべき。

## III ライフラインの確保策について

### 【ライフラインの強靱化】

- 上下水道、ガス、電気のインフラの強靱化が進み、どのような震災にもライフラインが耐えられる状況になれば、避難所運営の負担も軽減されるため、ライフライン事業者との連携を図り、事業者等に対し強靱化の推進を要請しつつ、進捗状況を常に把握すべき。

### 【区内事業者の】 **前年度調査該当部分**

- 区内のガソリンスタンドが減少傾向にあるなどの状況も踏まえて、協定により災害時に燃料供給をしてもらう石油業組合などの動向を注視しつつ、燃料の確保策に努めていくべき。

### 【トイレの配備】

- トイレについては、仮設トイレ・マンホールトイレ・排便袋などを状況に合わせて活用できるように配備すべき。

## ②風水害等対策について

### I かけ・よう壁対策について

#### 【助成】

- 危険度の高いかけ地に対して助成額を増額するなど、対策の進む方策を講じるべき。

#### 【啓発】

- 危険度の高いかけ地については、定期巡回を実施するなど現状把握に努めるとともに、所有者に対する意識啓発の徹底や近隣住民を含めた避難訓練を実施するなど、かけ地の危険性を認識してもらうための啓発をすべき。

#### 【周知】

- ハザードマップに常に新しい情報を取り入れ、避難行動のノウハウを掲載するなどしながら更新しつつ、土砂災害警戒区域内の住民に防災メールの加入促進を図るとともに、避難行動要領策に基づいて住民が状況に応じた避難行動がとれるような取り組みをすべき。

#### 【整備】

- 公園等の公有地における、かけ地整備にあたっては、安全確保を図ることはもちろんのこと、緑を活用した自然との共生をめざした整備を進めるべき。

### II 浸水対策について

- 浸水を繰り返している地域については、東京都に対し下水道の改良や浸水対策の措置を講じるよう要望するとともに、東京都と連携して対応マニュアルを整備しながら迅速に対応できる体制を整備すべき。
- 荒川が氾濫し大規模な越流水が発生した場合を想定し、地域の地形や特性に合わせた避難方法・ルートを区として設定し、周知すべき。

前年度調査該当部分

### Ⅲ 避難等支援策について

- 避難所を開設した際に、障がいのある方も避難対象者として漏れることなく、確実な情報伝達を行うため、防災無線の改善やエリアメールの活用など、伝達精度を向上させるとともに、自主避難が困難な方に対する支援システムを構築すべき。
- 地域における防災力向上のための行動計画であるコミュニティタイムラインを荒川下流タイムラインの中に位置づけ、災害対応の精度を上げていくべき。
- 住民一人ひとりが、それぞれの環境に合ったタイムラインを自ら検討する「マイ・タイムライン」の取り組みを進めるべき。

## 5 その他の意見

特別委員会で各委員から出されたその他の意見は以下のとおりである。

### 1 自然災害に備えた対策に関する提言項目に該当しない意見

#### 【震災対策に関する意見】

- 発災直後は、個人からの物資支援が集中することが予測されるため、被災者への円滑な物資提供の観点からも、区が受援状況を把握し統制を行う必要がある。
- 共助の観点から、災害時の区内民間事業者による地域支援体制が必要であり、その仕組みづくりを区が主導して構築する必要がある。
- 受援が滞ってしまうような事態も想定し、区のあらゆる主体が協力して対応する方策を検討しておく必要がある。
- 避難者の中に防災士などの専門知識を有している人材がいる場合は、避難所運営において活用ができるよう検討する必要がある。
- 耐震改修助成制度の活用促進に向け、事業内容や周知方法を見直す必要がある。
- マンションの耐震化に関しては、所有者の合意形成等の課題に対し、アドバイザー制度の活用促進に向けた周知方法を検討するとともに、多面的なサポートを行っていく必要がある。
- 震災に対する意識の啓発や、自らの安全を確保する行動を考える契機としても有効であるため、訓練日時にいる場所で安全確保行動を考えるシェイクアウト訓練の導入を検討すべきである。
- 避難所と避難場所の違いや位置の周知に努めるとともに、災害の種類や状況の違いに応じて、区民自身が適切な避難先を選べるような取り組みが必要である。
- 車中泊の受け入れについて、各委員から意見が出された。
  - ◆ 広大な敷地を有するスポーツ施設や公園など、受け入れ可能な場所を事前に選定しておく必要がある。
  - ◆ エコノミークラス症候群の防止に向けた意識啓発が必要である。
  - ◆ 避難所まで車で来ても良いとしても、区議会として車中泊を推奨することは適切ではないのではないか。

### 【風水害等対策に関する意見】

- 荒川上流部における堤防の整備が不十分な部分について、国や地元自治体に対し、対策を講じるよう働きかけを行っていくべきである。
- 倒木の危険を防ぐため、区が管理する樹木以外にも、剪定等の管理経費助成を行っている保存樹木について、樹木の危険度チェックを実施していくことが必要である。
- 倒木防止のために高木剪定のガイドラインの整備や樹木を補強する取り組みが必要である。
- 降雪時の対応として、区施設における塩化カルシウムの確保や散布指導を行うほか、区が資機材を提供する体制を整え、ボランティアなど住民が相互に助け合って除雪作業を行うなどの共助意識の醸成を図っていく必要がある。